

回答書

意見概要	<p>1. グループホームの家賃補助について 現在グループホームの家賃補助は全国共通の1万円です。さいたま市は生活ホームには1万6千円の補助が出ておりますので、グループホームにも同額の補助金を出して下さい。</p>
回答内容	<p>本市のような都市部においては、家賃等の物価が高く、利用者の経済的負担は大きいことから、特定障害者特別給付費の引上げを行い、地域の実状に合わせた級地区分に基づき上限額を定めるなど、報酬の見直すよう大都市会議等を通じ、国に要望してまいります。</p>
回答課	保健福祉局 福祉部 障害支援課

回答書

意見概要	<p>2. 工賃向上計画の実現に向けて</p> <p>現在各事業所の工賃の実態は最高でも3万円ほどです。2級年金の人が自立していくためには最低でも3万円くらいの工賃収入が必要です。</p> <p>行政も含めての事業所と福祉団体とのトライアングルで障害のある人たちが自立できる方法を模索しながら、親亡き後の心配を少しでも軽減出来るよう計画の実施をお願いします。</p> <p>(東京大学 先端科学技術研修センター 近藤武夫氏の取り組みの実践報告をお願いします)</p>
回答内容	<p>当計画は、国の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付け障発0411第4号）』により、埼玉県が定め、本市においてもこれに基づき実施するよう努めているところです。</p> <p>現在、本市では障害者就労施設が出店可能な市、民間主催のイベントへの参加支援及び調整、障害者就労施設等の製品の販売所を各区役所に設置しているほか、障害者優先調達推進法に基づき、調達を依頼し、障害者の工賃向上の支援を行っております。</p> <p>今後も国、埼玉県と協力し、障害者の工賃向上を支援してまいります。</p>
回答課	保健福祉局 福祉部 障害支援課

回答書

意見概要	<p>2. 工賃向上計画の実現に向けて</p> <p>現在各事業所の工賃の実態は最高でも3万円ほどです。2級年金の人が自立していくためには最低でも3万円くらいの工賃収入が必要です。</p> <p>行政も含めての事業所と福祉団体とのトライアングルで障害のある人たちが自立できる方法を模索しながら、親亡き後の心配を少しでも軽減出来るよう計画の実施をお願いします。</p> <p>(東京大学 先端科学技術研修センター 近藤武夫氏の取り組みの実践報告をお願いします)</p>
回答内容	<p>週20時間未満の就労支援につきましては、川崎市や神戸市において、東京大学先端科学技術研修センターの近藤武夫氏のIDEAモデルを独自に実施していることは認識しております。当センターも今年の8月に川崎市を視察してまいりまして、現況を伺ってきたところです。</p> <p>一方、国においても、令和2年4月から、週あたり10時間以上20時間未満の労働者を「特定短時間労働者」と位置づけ、雇用主に対し特例給付金を支給するなど対応しておりますが、IDEAモデルで多くを占める週10時間未満の労働者は対象外となっております。</p> <p>こうした現状を踏まえ、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議では、すべての障害者が、その意欲と能力に応じて就労可能となるよう、短時間であれば働ける障害者の就労支援の手法について、先導的な役割を果たすよう国に対して要望しております。</p> <p>以上のとおり、先進市での取り組み状況や国の動向も踏まえ、引き続き、調査、研究してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、授産施設に対して専門的技術や知識を持つ授産支援アドバイザーを派遣し、必要な助言や指導を行ったり、授産施設製品をWebショップ(サデコMONOがたり)で販売したりするなど、授産施設における工賃向上に向けた取組を実施しておりまして、引き続き実施してまいります。</p>
回答課	保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター

回答書

意見概要	<p>3. エスプール就労支援事業について 育成会として、要望も提出したこの事業の行政との関わり方について、内容の精査を出来るような位置づけをお願い致します。 育成会としても、利用者がより良い環境の下で働けるように、関わりを持ち続けていきたいと思 います。 (その後の経過報告等お願いします)</p>
回答内容	<p>株式会社エスプールプラスとは定期的に会議の場を設け意見交換を行い、関係団体等からの意見についても検討してもらっているところです。 農園で働く障害のある方が長く働き続けられるよう、引き続き連携を図ってまいります。</p>
回答課	保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター、 障害支援課、障害政策課

回答書

意見概要	<p>4. 特記事項 災害時の要配慮者の避難誘導のシステムの構築を早急 にお願い致します。（避難所で路頭に迷う事の無い様 に）</p>
回答内容	<p>本市では障害や要介護などにより避難行動に支援を要 する方々について、「避難行動要支援者名簿」を作成し ています。当該名簿掲載者のうち、外部提供に関する同 意をいただいた方について、適切な避難行動につなげら れるよう、平時より自治会や自主防災組織、民生委員に 情報提供をしています。</p> <p>また、「災害時要配慮者支援マニュアル」を作成し、 自治会等に周知しているほか、各自主防災組織の訓練に おいて、「避難行動要支援者名簿」を活用した訓練を実 施していただくよう、呼びかけを行っているところで す。</p> <p>避難所における要配慮者への対応については、「避難 所運営マニュアル」等で、要配慮者の特性ごとに配慮す べき点を具体的に掲載しているほか、各避難所に配置し ている担当職員に対して、内容の周知を行っています。</p> <p>各区で行われる避難所運営訓練についても、障害をお 持ちの方などにも参加していただくため、実施にあたっ て、当事者団体及び支援者団体へ依頼を行うよう各区に 周知を行っていますが、実際に参加いただける要配慮者 の方が少ないのが実情であり、課題と考えているところ です。災害時における要配慮者への対応を実効性のある ものとしていくためには、当事者である要配慮者の方の 訓練参加が欠かせないものと考えているため、訓練に関 する周知を今後より一層積極的に行ってまいりたいと考 えています。</p>
回答課	総務局 危機管理部 防災課

回答書

質問内容	<p>1 印鑑登録について</p> <p>◇知的に障害のある人の印鑑登録が出来ないのは何故</p> <p>◇成年後見人を付けた人は印鑑登録が出来ないという事は、知的障がい者は全員印鑑登録は出来ないという事でしょうか。</p>
回答内容	<p>さいたま市印鑑条例第2条第2項第2号において、意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けることができないこととされております。これは、知的障害の有無や程度ではなく、意思能力の有無によって適否を判断するものとしており、自らの意思によらずに登録された印鑑を用いて契約手続き等が行われることにより、事件本人の権利が侵害されることを防ぐことを目的としております。</p> <p>また、令和元年11月19日の総務省通知にて、印鑑登録証明事務処理要領の改正が行われました。これを受け、当市でも条例改正を行い、成年被後見人の方であっても、意思能力を有することが確認できれば、印鑑の登録を受けることが可能となりました。具体的には、法定代理人が同行しており、かつ、成年被後見人本人による申請がある場合、意思能力を有するものとして印鑑の登録が受けられます。</p>
回答課	市民局 区政推進部

回答書

質問内容	<p>2 預金口座について</p> <p>◇障害者年金の振込口座の開設については今現在はどうなっているのか</p> <p>◇解約等の手続は大変厳しい（本人自筆でないとダメ）</p>
回答内容	<p>年金を受け取るための口座は、年金受給権者本人の名義に限られています。ただし、財産管理が認められている成年後見人等の法定代理人であれば、年金受給権者を含む管理口座を振込口座として指定することができます。</p> <p>また、金融機関等に口座を持っていない場合、予めご本人が指定する郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口で年金を受け取ることができます。</p>
回答課	保健福祉局 福祉部 年金医療課

回答書

質問内容	<p>3 コロナ罹患の場合の知的障害者の入院治療等の対応について</p> <p>◇障害当事者が入院治療が必要になった場合は親子で同部屋で入院治療が受けられるように場所とスタッフの準備をして下さい。</p>
回答内容	<p>コロナ病床の確保等については、埼玉県が「保健・医療提供体制確保計画」を策定し、整備しているところです。</p> <p>本市としては、埼玉県と連携し、新型コロナウイルス感染者のうち、入院が必要な症状のある方については、障害の有無に関わらず、全ての事例について入院調整の依頼を行っています。</p> <p>引き続き、県と緊密に連携し、市民に必要な医療が提供できるよう、努めてまいります。</p>
回答課	保健福祉局 保健所 疾病予防対策課 保健部 地域医療課